

「家庭の教育力」の向上について

～学びや育ちの支援につながる 学校の取組を通して～

教育局 学校教育課

1 「家庭の教育力」に関する国の動向

	提言等内容	
平成8年	<ul style="list-style-type: none">・学校が本来の役割をより有効に果たすため、学校・家庭・地域における教育のバランスをよりよくしていくこと・家庭や地域が積極的に役割を担うよう促すこと	中央教育審議会
平成10年	<ul style="list-style-type: none">・「どの家庭でもしつけにあたって考えるべき基本的な事項」とした家庭教育の具体的な方法・家庭教育手帳の作成・配布	中央教育審議会
平成12年	<ul style="list-style-type: none">・家庭と教育機関と地域がそれぞれの使命・役割を認識し、連携して子どもと親を支援すべきであること・教育の原点は家庭であることを自覚すること	教育改革国民会議
平成18年	・「早寝早起き朝ごはん」国民運動を開始 ※同年、教育基本法改正。	
平成19年	<ul style="list-style-type: none">・家庭は教育の原点であること・保護者が率先して、子どもにしっかりしつけをすること	教育再生会議
平成26年	・家庭訪問等により、直接家庭に働きかける訪問型家庭教育支援	家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会

2 本市における基本的な考え方

■令和2年度

高松市教育振興基本計画 (令和2年度改定版)

家庭の役割

◇教育の原点

- ・豊かな情操
- ・基本的な生活習慣
- ・思いやり
- ・善悪の判断
- ・社会的なマナー など

確かな学力と 豊かな心をはぐくみ
夢に向かってたくましく生きる

高松の子どもたち

学校の役割

- ◇質の高い教育
- ◇豊かな心と健やかな体の育成
- ◇変化の激しい時代を主体的に生きる
基盤の育成
- ◇一人一人の子どもに、きめ細かな対
応ができる環境の実現

地域の役割

- ◇豊かな体験をする場
- ◇人間関係を学ぶ場
- ◇子育て支援など、家庭を補完する
機能

p2

2 本市における基本的な考え方

■令和2年度 教育指針(学校教育を一層充実させるための基本的な方向)

「生きる力」の育成

確かな学力の育成

- 総合的な学力向上の推進
- キャリア教育の推進
- 英語教育の推進 など

豊かな心と体を育てる教育の推進

- 道徳教育の推進
- 生徒指導と支援体制の充実
- 不登校の子どもへの支援 など

教員の資質向上と教育指導体制の充実

- 子どもに向き合う環境づくりと教職員の働き方改革
- 教員の資質向上 など

家庭・地域の教育の充実

- 家庭教育学級の開設
- 子育て相談等の実施 など

p3

3 本市の現状から捉えられる課題

学校の役割

- ◇質の高い教育
- ◇豊かな心と健やかな体の育成
- ◇変化の激しい時代を主体的に生きる基盤の育成
- ◇一人一人の子どもに、きめ細かな対応ができる環境の実現

学校は、子どもたちが夢と希望をもち、目標に向かって主体的に学習に取り組み、生き生きと生活する大切な学びの場。



小・中学校の暴力行為の件数は、児童生徒数が減少しているにも関わらず増加傾向となっている。本市では、平成28年度以降に全国を下回ったものの、近年の増加幅は全国と比較すると大きくなっている。問題行動等の背景には、児童生徒の抱える様々な課題や家庭の養育に関わる問題など、多数の要因が考えられる。

p4

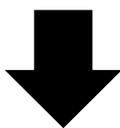
3 本市の現状から捉えられる課題

家庭の役割

◇教育の原点

- ・豊かな情操
- ・基本的な生活習慣
- ・思いやり
- ・善悪の判断
- ・社会的なマナー など

父母その他保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
(教育基本法 第10条)

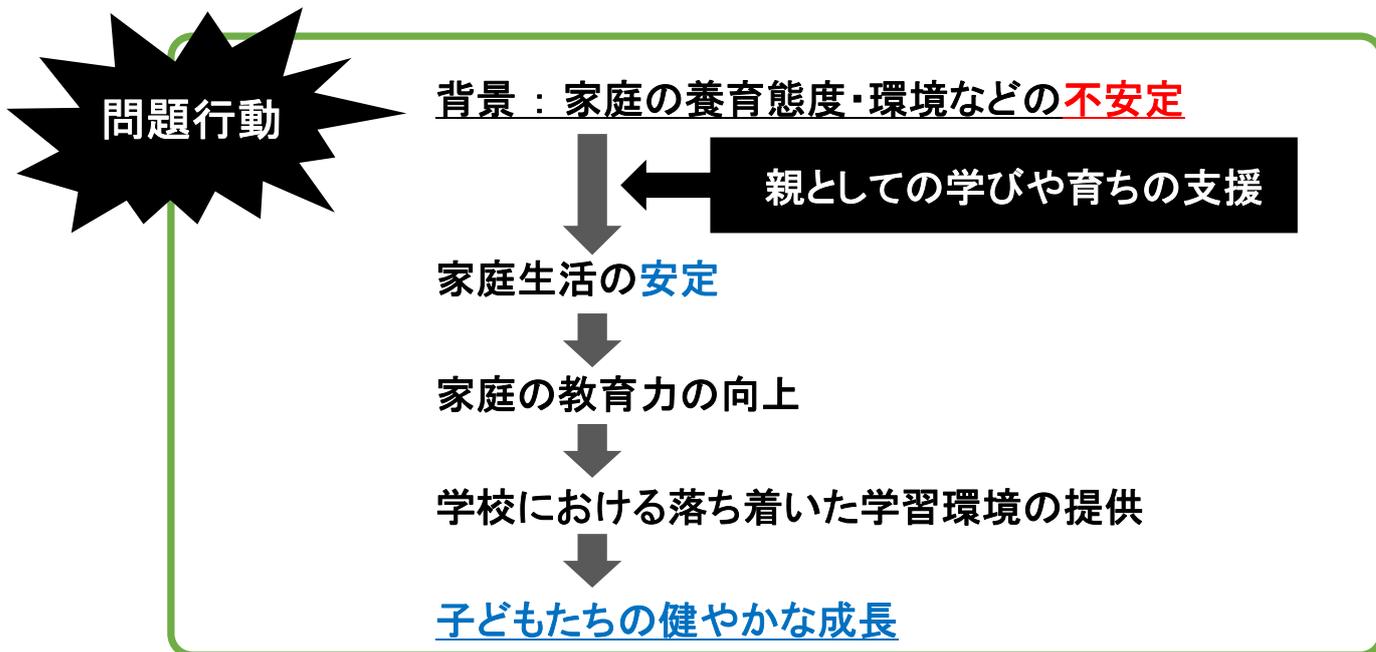


少子化、核家族化、都市化、地縁関係の希薄化などにより、子育てに不安や悩みを持つ保護者が増加し、家庭における教育力の低下が指摘されている。

p5

3 本市の現状から捉えられる課題

▼ 全ての子育て家庭を対象に、親としての学びや育ちを支援していく必要があるのは、何故？



p6

4 親としての学びや育ちの支援につながる学校の取組

全ての家庭を対象として行う
家庭教育力向上に関する取組（例）

- 家庭教育学級
子どもを持つ保護者を対象に、家庭教育に関する専門の講師を招き、講演会を開催。
- 子育て力向上応援講座
就学時健診、参観日等を活用し、家庭教育の専門講師を小学校・幼稚園・こども園等に派遣。
- 早寝早起き朝ごはん運動
地域、学校、家庭が一体となり、子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけるための推進運動を実施。
- 学級懇談会
- 保護者向け講演会
- 学校だより

課題を抱えた家庭を対象として行う
家庭教育力向上に関する取組（例）

- 家庭訪問(教員)
- カウンセリング(スクールカウンセラー)
- ソーシャルワーク(スクールソーシャルワーカー)
- ケース会議(関係者)
 - ※スクールカウンセラー
学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導について、相談に応じる。
 - ※スクールソーシャルワーカー
子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。関係調整や仲介・連携・代弁など、多様な方法により、問題解決を図る。

p7

4 親としての学びや育ちの支援につながる学校の取組

全ての家庭を対象として行う
家庭教育力向上に関する取組 (例)

■家庭教育学級

子どもを持つ保護者を対象として、
家庭教育に関する取組

■子育て

就学児童を対象として、
専門的知識や技術をもとに、
子ども園等に派遣。

■早寝早起き朝ごはん運動

地域、学校、家庭が一体となり、子どもたちが
規則正しい生活習慣を身につけるための推進
運動を実施。

■学級懇談会

■保護者向け講演会

■学校だより

課題を抱えた家庭を対象として行う
家庭教育力向上に関する取組 (例)

全ての家庭を対象として行う取組と
課題に応じた個別の取組による支援

スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー)

■スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有
する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登
校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手
になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導に
ついて、相談に応じる。

※スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改
善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く
福祉の専門家。関係調整や仲介・連携・代弁など、多様
な方法により、問題解決を図る。

4 親としての学びや育ちの支援につながる学校の取組

全ての家庭を対象として行う
家庭教育力向上に関する取組 (例)

■家庭教育学級

子どもを持つ保護者を対象として、
家庭教育に関する取組

■子育て

就学児童を対象として、
専門的知識や技術をもとに、
子ども園等に派遣。

■早寝早起き朝ごはん運動

地域、学校、家庭が一体となり、子どもたちが
規則正しい生活習慣を身につけるための推進
運動を実施。

■学級懇談会

■保護者向け講演会

■学校だより

課題を抱えた家庭を対象として行う
家庭教育力向上に関する取組 (例)

全ての家庭を対象として行う取組と
課題に応じた個別の取組による支援

スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー)

■スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有
する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登
校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手
になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導に
ついて、相談に応じる。

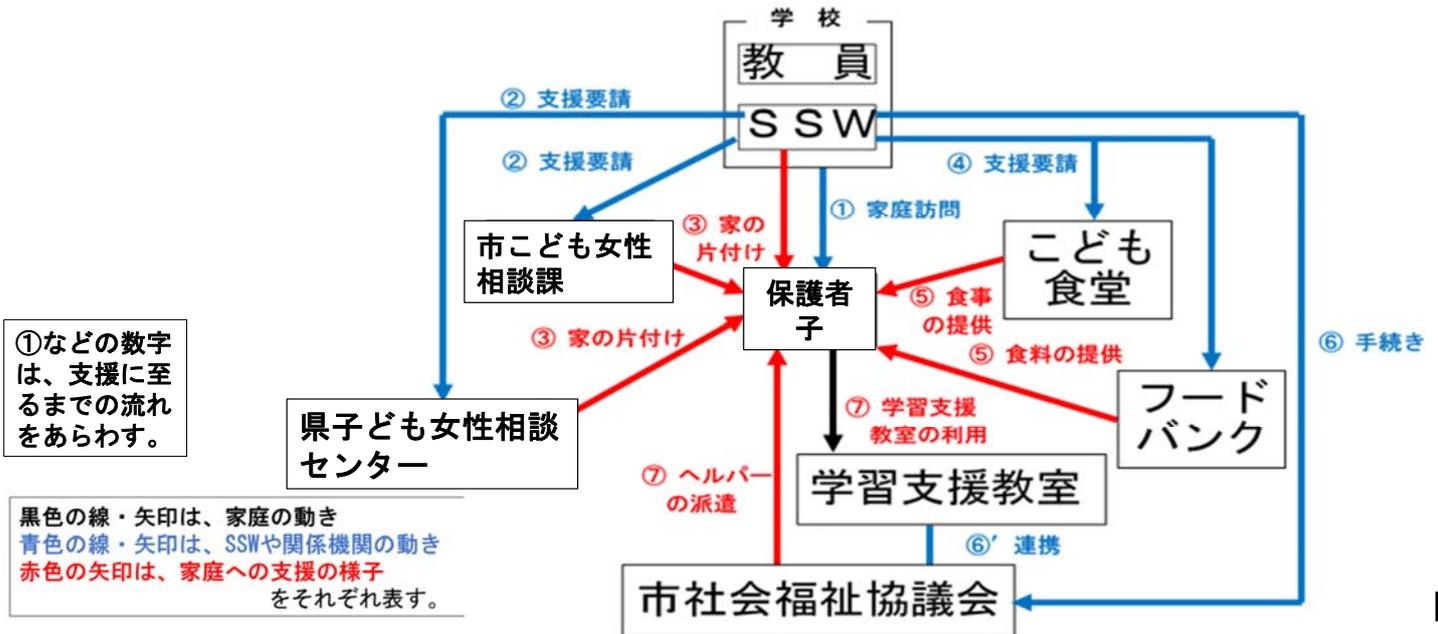
※スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改
善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く
福祉の専門家。関係調整や仲介・連携・代弁など、多様
な方法により、問題解決を図る。

講座等に参加したくても行けない人、
参加しない人へのアプローチが必要

5 事例から考える ① 【生活環境の安定】

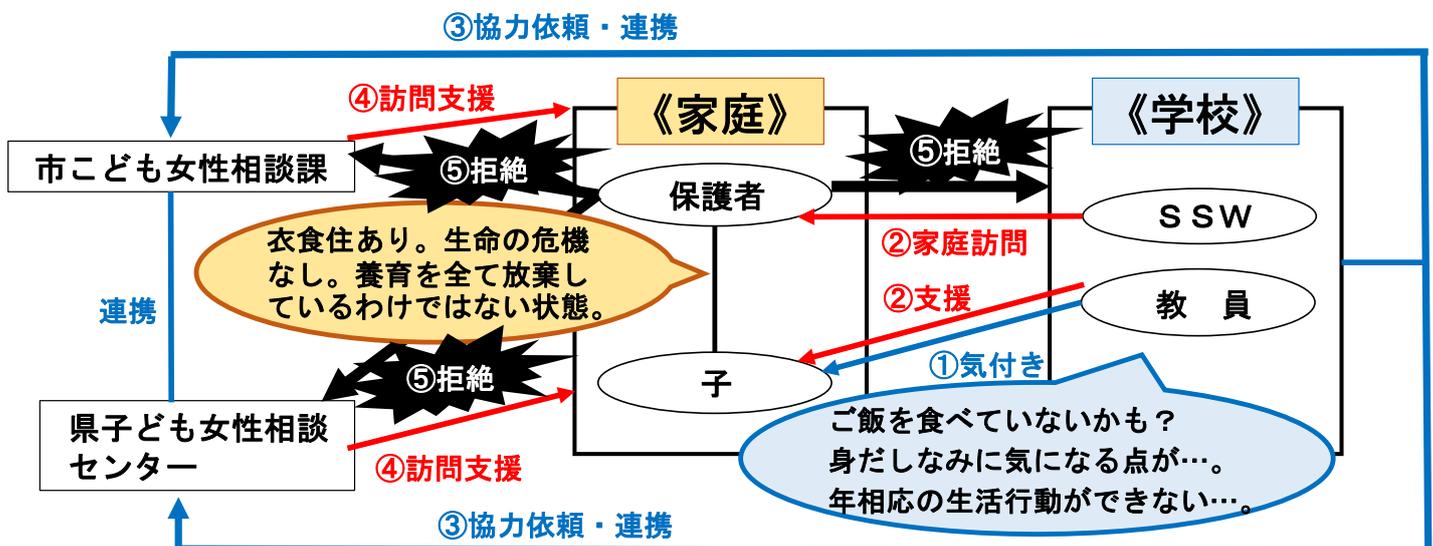
家庭内の衛生面等の住環境の改善を図るとともに、社会資源を利用して家庭の養育力や教育力を充実させることで、生徒の安定した登校につなげた事例



p10

5 事例から考える ② 【不安定な状況が未解消】

保護者が、学校・関係機関の支援を強く拒絶し、子どもの基本的な生活習慣や望ましい価値観を形成するうえでの課題が解消されず、行動が安定しない事例



p11

6 事例を通して ～子どもの環境や精神の安定のために～

- (1) 学校を含む行政の関係機関相互の連携強化
- (2) 身近な地域でのネットワークづくり
- (3) 真に支援が必要な家庭への相談支援の充実

p12

6 事例を通して ～子どもの環境や精神の安定のために～

(1) 学校を含む関係機関相互の連携強化

相談内容の複雑・深刻化により、緊急且つより高度で専門的な対応が求められるケースが増加しており、単独の相談機関では相談者のニーズへ速やかに対応しきれない場合があるため、各相談機関が連携して、チームで支援できる体制づくりが重要。

p13

(2) 身近な地域でのネットワークづくり

支援が必要な家庭は、身近にかかわることのできる地域の相談員をはじめとする関係者等が協働して支援することが望まれるため、地域における様々なネットワークを基盤に、**長期**の相談支援体制を充実・強化していくことが求められる。

p14

(3) 真に支援が必要な家庭への相談支援の充実

自ら支援を求められない家庭等を早期に把握し、相談機関への情報提供等を行うとともに、学校や身近な相談機関における**訪問型の家庭教育支援の一層の充実**を図ることが必要。

p15